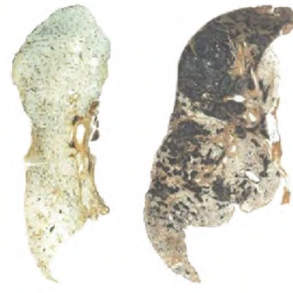


# 長野県における第10次粉じん障害防止総合対策について

主として小さな土ぼこりや金属の粒などの粉じんを長い年月にわたって多量に吸い込むことで、肺の組織が線維化し、硬くなって弾力性を失ってしまった病気を「じん肺」といいます。いったんじん肺にかかると、もとの正常な肺にはもどらず、粉じん作業をやめた後も病気は進行します。現在、じん肺を治す根本的な治療がないため、じん肺にかからないための対策が必要となります。



【R6.3改正】

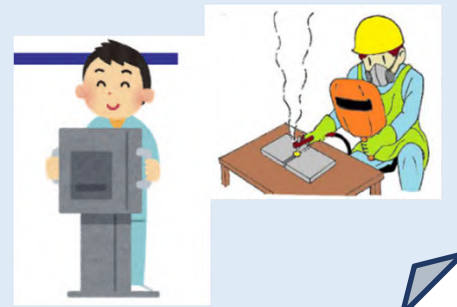
左) 正常な肺  
右) じん肺  
(粉じんの吸入により肺が黒くなっている。)

このようなじん肺を防止するため国は粉じん障害防止総合対策を、昭和56年以降、9次にわたり策定し、実施してきました。この間の長野県におけるじん肺新規有所見労働者数は、減少しているものの、依然としてじん肺新規有所見労働者が発生しています(第9次期間中は15人)。長野県においては、リニア中央新幹線をはじめ多くのずい道等建設工事が行われているところであり、令和3年4月から施行された(ずい道等建設作業に係る)「改正粉じん則」の確実な履行が求められています。

このような状況を踏まえ、令和5年度から令和9年度までの5か年の「長野県における第10次粉じん障害防止総合対策」を策定し、その周知及び措置の徹底を図ることにより、粉じん障害防止対策を推進します。

## 実施期間と重点事項：実施期間 令和5年度から令和9年度(5年間)

1. リスクアセスメントの実施と結果に基づく優先順位を踏まえたリスク低減措置の実施
2. 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
3. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の徹底
4. アーク溶接作業における粉じん障害防止等対策の徹底
5. 金属等の研磨作業における粉じん障害防止対策の徹底
6. じん肺健康診断の着実な実施
7. 離職後の健康管理の推進
8. その他労働基準監督署で定める基準



## 長野県における粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置

### 1 リスクアセスメント(RA)の実施と結果に基づく優先順位を踏まえたリスク低減措置の実施

危険性または有害性等の調査(リスクアセスメント)を実施し、その結果に基づいたリスク低減措置を確実に実施しましょう。なお、リスク低減措置の検討に当たっては、危険有害な作業の廃止、変更工学的対策について検討し、安易に管理的対策、個人用保護具の使用に頼らないことが重要です。

厚生労働省では粉じんに関するRAについて、以下の資料およびツールを公開しています。

化学物質・粉じん、騒音、暑熱に関する  
リスクアセスメントのすすめ方～鑄物製  
造業を例として～  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei14/dl/kagaku2.pdf>



リスクアセスメント実施支援システム  
～粉じん等が生ずる作業～(職場のあんぜんサイト)  
[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/dust\\_Default.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/dust_Default.aspx)

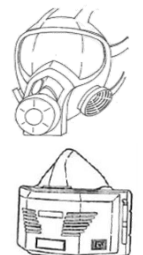


### 2 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底

「粉じん保護具着用管理責任者」を選任し、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させてください。また、粉じん障害防止として有効な「電動ファン付き呼吸用保護具」を使用しましょう。

令和6年4月より、作業環境測定で第三管理区分となりその改善が困難な場所では、厚生労働大臣の定めるところにより、濃度を測定し、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用すること、当該呼吸用保護具に係るフィットテストの実施が義務付けられます。

電動ファン付き  
呼吸用保護具の例



## 参考資料・通達等

令和5年5月25日付け基発0525第3号「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001100842.pdf>



作業環境測定の結果、第三管理区分にあたる作業場がある事業場の皆さまへ  
<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/content/contents/041130kokujipamphlet.pdf>



### 3 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

令和2年に改正された「粉じん障害防止規則」及び「ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づき対策を実施しましょう。

粉じん作業を行う坑内作業場では、切羽の近接する場所で半月に1回の濃度測定のほか、特定の作業（コンクリート吹付、鉱物の掘削、積み込み、積卸し等）では電動ファン付き呼吸用保護具を使用させ、また、ファンの有効作動のため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付け等が必要です。

なお、「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は所轄労働基準監督署長に提出する場合には、「粉じん対策に係る計画」を添付します。

#### 改正ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（令和3年4月1日施行）

- ・ ずい道等の掘削等作業主任者の職務の追加（測定方法・作業方法、呼吸用保護具の点検）
- ・ 粉じん発生源に係る措置（工法、掘削、ずり積み等）
- ・ 換気装置・集じん装置による換気方法、記録等
- ・ 粉じん目標濃度を3mgから2mgへ
- ・ 測定結果に応じた有効な電動ファン付き保護具の使用
- ・ 粉じん濃度等の測定結果等の周知の充実、切羽近接場所での測定方法
- ・ 労働衛生教育の実施等



ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン



### 4 アーク溶接作業に係る粉じん障害等防止対策

必要に応じ、次の～に掲げる措置を講じましょう。金属アーク溶接等作業について、改正特定化学物質障害予防規則等（令和3年4月1日施行）の内容に基づく措置 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進 特別教育の徹底 健康管理対策の推進 じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

溶接ヒューム  
（屋内継続）



溶接ヒューム  
（屋外作業場等）



### 5 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

必要に応じ、次の～に掲げる措置を講じましょう。特定粉じん発生源に対する措置等 特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境の改善 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置 特別教育の徹底 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進 たい積粉じん対策の推進 健康管理対策の推進

### 6 じん肺健康診断の着実な実施



粉じん作業従事労働者には、じん肺法に基づき「じん肺健康診断」の実施が事業者には義務付けられています。じん肺健康診断（じん肺管理区分1は3年毎、じん肺管理区分2又は3は年1回）を実施しましょう。また、粉じん作業を行っている事業場においては、**じん肺健康管理実施状況報告を、毎年（じん肺健康診断実施の有無にかかわらず）、労働基準監督署に提出してください。**なお、労働者のじん肺健康診断に関する記録の作成に当たっては、粉じん作業職歴を可能な限り記載し、作成した記録の保存を確実に行うようお願いします。

じん肺健康管理実施状況報告様式



離職するじん肺有所見者のためのガイドブック



健康管理手帳



### 7 離職後の健康管理の推進

じん肺管理区分2又は3の方に「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」（平成29年3月策定）を配布し、離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知しましょう。その際、特に、じん肺合併症予防の観点から、積極的な禁煙の働きかけてください。

離職後、労働局に申請することにより健康管理手帳が交付され、健康管理手帳所有者は無料で健康診断を年1回受診できます。（手続き方法は長野労働局におたずねください。）

### 8 その他

粉じん障害防止総合対策推進強化月間（9月）及び粉じん対策の日（毎月特定の日を事業場にて設定）を活用した普及啓発等を実施しましょう。

詳細：右のQRコード お問い合わせ：長野労働局・所轄労働基準監督署までご連絡ください。

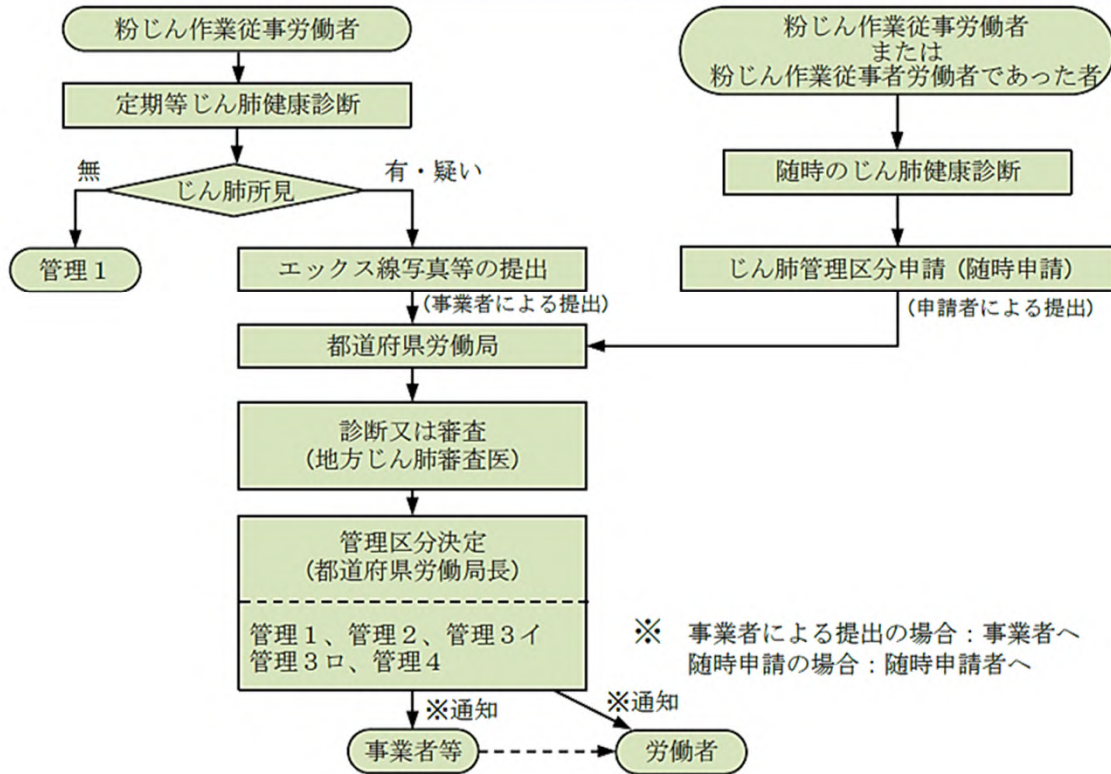


# じん肺健康診断について

- (1) 事業者は、粉じん作業に従事している労働者又は従事させたことのある労働者に対して、じん肺健康診断（就業時健康診断、定期健康診断、定期外健康診断、離職時健康診断）を実施する必要があります。また、じん肺健康診断に関する記録、エックス線写真は7年間保存する必要があります。なお、じん肺健康診断に関する記録の作成に当たっては、粉じん作業職歴を可能な限り記載し、作成した記録の保存を確実に行ってください。

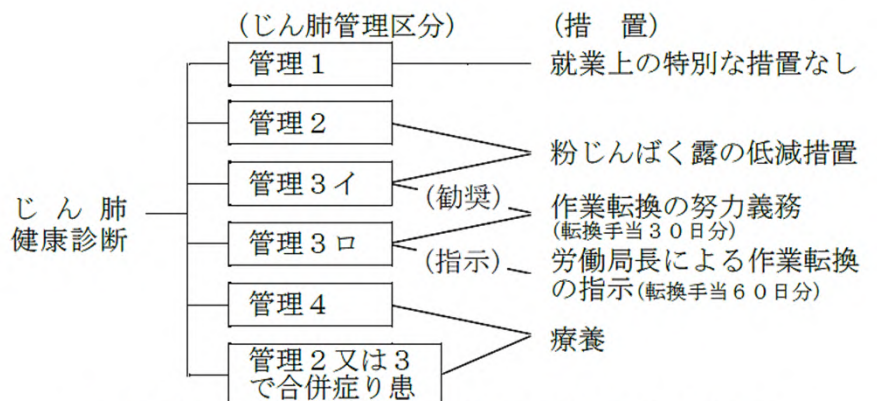
## じん肺の定期健康診断

粉じん作業従事との関連	じん肺管理区分	頻度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2・3（イ、ロ）	1年以内ごとに1回
常時粉じん作業に従事したことがあり、現在は非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3（イ、ロ）	1年以内ごとに1回



## じん肺管理区分決定の流れ

- (2) じん肺健康診断を行った結果、じん肺管理区分が管理2及び管理3イと決定された労働者については、就業場所を変更したり、粉じん作業に従事する時間を短縮するなど、粉じんにさらされる程度を低減させるよう努めなければなりません。都道府県労働局長は、管理3イと決定された場合、事業者に対して、作業転換の勧奨を、管理3ロと決定された場合は、作業転換の指示ができることになっています。



## じん肺健康管理区分に基づく就業上の措置

- (3) じん肺の有所見者が離職する際には、離職時健康診断を行うとともに、離職後の健康管理について指導を行ってください。特にじん肺管理区分が管理2及び管理3である離職者には、都道府県労働局長より健康管理手帳が交付されますので、その申請方法についても周知してください。
- (4) 常時粉じん作業に従事する労働者がいる事業場では、毎年2月末までに、その前年のじん肺健康管理実施状況を記載した報告書を、じん肺健康診断実施の有無にかかわらず、所轄の労働基準監督署に提出する必要があります。報告に使用する用紙（様式第8号）は、厚生労働省のホームページや最寄りの労働基準監督署で入手できますが、令和7年1月1日から原則電子申請となりますのでご注意ください。

# 粉じん作業一覧（粉じん作業の読み方）

〔じん肺法施行規則別表〕  
〔粉じん障害防止規則別表〕

- 1 特マ** 鉱物等掘削作業  
土石、岩石、鉱物を掘削する場所における作業
- 1の2 特マ** ずい道等の内部の鉱物等掘削作業  
ずい道等の内部のずい道等の建設作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業
- 2 マ** 鉱物等積み卸し等作業  
鉱物等を積載した車の荷台を覆す、傾けることにより、鉱物等を積み卸す場所における作業
- 3 特マ** 鉱物等破碎等作業  
坑内の、鉱物等を破碎する、粉砕する、ふるいわけ、積み込む、積み卸す場所における作業
- 3の2 特マ** ずい道等の内部の鉱物等積み卸し等作業  
ずい道等の内部のずい道等の建設作業のうち、鉱物等を積み込む、積み卸す場所における作業
- 4 マ** 坑内鉱物等運搬作業  
坑内において、鉱物等を運搬する作業
- 5 マ** 坑内鉱物等充填作業  
坑内の、鉱物等を充てんする、岩粉を散布する場所における作業
- 5の2 マ** ずい道等の内部のコンクリート吹き付け作業  
ずい道等の内部のずい道等の建設作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業
- 5の3 マ** 坑内電気機械設備移設等作業  
坑内であって、第1号から第3号の2まで、第5号、第5号の2に近接する場所において、粉じんが、付着した、堆積した機械設備、電気設備を移設する、撤去する、点検する、補修する作業
- 6 特マ** 岩石・鉱物裁断等作業  
岩石、鉱物を膨らませ、仕上げる場所における作業
- 7 特マ** 岩石・鉱物・研磨  
研磨材の吹き付けにより研磨する、研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物、金属を研磨する、ばり取りする、金属を裁断する場所における作業
- 8 特マ** 炭素原料破碎等作業  
鉱物等、炭素原料、アルミニウムはくを動力により、破碎する、粉砕する、ふるいわけ場所における作業
- 9 特マ** 粉状鉱石袋詰め等作業  
セメント、フライアッシュ、粉状の、鉱石、炭素原料、炭素製品を乾燥する、袋詰めする、積み込む、積み卸す場所における作業
- 10 特** 粉状アルミ等袋詰め作業  
粉状の、アルミニウム、酸化チタンを袋詰める場所における作業
- 11 特** 粉状鉱石、炭素原料混合等作業  
粉状の、鉱石、炭素原料を原料、材料として使用する物を製造する、加工する、工程において、粉状の、炭素原料、粉状の鉱石又は炭素原料を含む物を混合する、混入する、散布する場所における作業
- 12 特** ガラス原料混合等作業  
ガラスを製造する工程において、原料を混合する場所における作業、原料、調合物を溶解炉に投入する作業
- 13 特マ** けいそう土製品原料混合等作業  
陶磁器、耐火物、けいそう土製品、研磨材を製造する工程において、原料を混合する、成形する、原料、半製品を乾燥する、半製品を台車に積み込む、台車から積み卸す、製品を仕上げする、荷造りする、かまの内部に立入る作業

- 14 特マ** 炭素原料等混合作業  
炭素原料を混合する、成形する、炭素製品を製造する工程において、半製品を炉詰めする、半製品を仕上げする、製品を仕上げする場所における作業
- 15 特マ** 砂型解体等作業  
砂型を用いて、砂型をこわす、砂を再生する、砂を混練する、鑄り等を削り取る場所における作業
- 16 マ** 船倉内鉱物のかき落とし作業  
鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で、かき落とす、かき集める作業に伴い清掃を行う作業
- 17 マ** 鑄込み等作業  
金、属、その他の無機物を製錬する、溶融する工程において、土石、鉱物を開放炉に投げ入れる、焼結する、湯出しする、鑄込みする場所における作業
- 18 マ** 鉱さい、灰かき落し等作業  
粉状の鉱物等を燃焼する工程において、炉、煙道、煙突に、金、属、その他の無機物を製錬する、溶融する、かき落とす、かき集める、積み込む、積み卸す、容器に入れる場所における作業
- 19 マ** 耐火物かま築造・解体等作業  
耐火物を用いて、かま、炉等を築造する、修理する、耐火物を用いた、かま、炉等を解体する、破碎する作業
- 20 マ** 金属溶断、ガウジング作業  
屋内、坑内、タンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断する、アークを用いてガウジングする作業
- 20の2 マ** アーク溶接作業  
金属をアーク溶接する作業
- 21 特マ** 金属溶射等作業  
金属を溶射する場所における作業
- 22 マ** 藁草庫入れ等作業  
染土の付着した藁草を、庫入れする、庫出しする、選別調整する、製織する場所における作業
- 23 マ** 長大ずい道道床つき固め等作業  
ホッパー車から、長大ずい道の内部の、バラストを取り卸す、マルチプルタイタンパーにより道床をつき固める場所における作業
- 24 マ** 石綿作業  
石綿を、解きほぐす、合剤する、紡績する、紡織する、吹き付ける、積み込む、積み卸す、石綿製品を、積層する、縫い合わせる、切断する、研磨する、仕上げする、包装する場所における作業

**注**

- 「～する場所における作業」について…1号から3号まで、5号から15号まで、17号、18号及び21号から石綿関係までの作業中「～する場所における作業」とは、粉じん発散源から発散する粉じんにばく露する範囲内で行われる作業のうち、粉じん発散の程度、作業位置、作業方法、作業姿勢等からみて当該作業に従事する労働者がじん肺にかかるおそれがあると客観的に認められるすべての作業をいいます。
- 24号の作業（石綿）については、粉じん障害防止規則では特に定めていません。石綿障害予防規則で所要の規制をしています。
- 作業区分の番号下の特印は、特定粉じん作業に一部又は全部の作業が該当することを示します。
- 作業区分の番号の下のマ印は、防じんマスク、送気マスク等の呼吸用保護具を使用しなければならない作業の一部又は全部の作業が該当することを示します。
- 水を加えて行う作業など一部の作業については適用が除外されています。
- 金属アーク溶接作業については、特定化学物質障害予防規則の適用もあり、同則に基づく措置も講ずる必要があります。